

高山市新火葬場建設設計公募型プロポーザル 実施要領等に関する質問に対する回答

令和7年12月19日公表

No.	書類名	頁	項目	質問内容	回答
1	実施要領	1	2 参加要件 (3)	公共建築物の新築又は増築又は改築に係る設計及び工事監理業務の完了実績を有していることとあるが、国交省等公共団体の発注は告示15号により第三者監理発注が標準となっていますが、設計とは別の業務の第三者監理業務は実績対象となりますか。	設計業務とは別の業務の第三者監理業務も実績の対象とします。 この場合の設計・工事監理業務実績調書〔様式第4号〕は設計業務分と工事監理業務分の2枚を提出してください。
2	業務委託仕様書	1	第1節 業務の概要 4 契約上限額	契約金額に申請手数料（確認申請など）は含まれますか。	申請手数料は契約金額（本業務に係る委託料）に含まれません。
3	業務委託仕様書	1	第1節 業務の概要 4 契約上限額	特許の使用料は契約金額に含まれますか。	ご質問のあった特許の使用料は本業務に限り発生しません。
	設計と条件	4	3 新火葬場の整備方針 図3 建物平面イメージ		
4	業務委託仕様書	1	第1節 業務の概要 4 契約上限額	業務委託料について。 実施要領1業務概要および業務委託仕様書には、契約上限額の記載があります。これには建築設計・積算、土木設計・積算、各種申請届出書、監理業務料、地質調査、アスベスト・PCB・ダイオキシン調査が含まれた総額でしょうか。	契約上限額には業務委託仕様書に記載のあるすべての業務に係る委託料が含まれています。
		5~9	第3節 設計 2 現地調査 から 8 実施設計の成果品 まで		
5	業務委託仕様書	1	第1節 業務の概要 4 契約上限額	設計監理料の算定について。 国土交通省告示8号における、建築物類型、第1・2類区分設定をお教えください。例えば類型12文化・交流・公益施設 第2類としたとき建築設計監理（積算含まず）だけでも上限額を超え約1.6億円（税別）になります。また、委託仕様書ではこれに加え土木設計図と解体設計図、模型製作があります。	令和6年国土交通省告示第8号の別添2には火葬場の用途が示されていないため、建築物の類型は2生産施設、建築物の用途等は第1類により算定しています。
		5~9	第3節 設計 2 現地調査 から 8 実施設計の成果品 まで		

No.	書類名	頁	項目	質問内容	回答
6	業務委託仕様書	1	第1節 業務の概要 4 契約上限額	土木設計について。 業務委託仕様書では告示8号に該当しない土木設計図が求められております。これらは別途土木基準による業務費算定を行うことでよろしいでしょうか。その場合、想定される土木設計内容を具体的にご提示ください。（例：50m分の道路設計、下水道設計、浮石、転石除去、調整池、水路狭小部改修、実施設計に基づく流域計算の再計算、筋骨の一部再設計など） また通常、市発注の土木積算は数量までを提出する業務です。	土木設計業務に係る費用は土木設計業務等積算基準により算定して提案してください。 土木設計業務の具体的な内容及び数量は本プロポーザルの参加者が作成する技術提案書の内容に応じて変わるため市が提示することはできません。設計と条件や実施要領1.1の参考資料、作成する技術提案書の内容等から想定してください。 なお、土木設計業務は数量までを積算していただく業務です。
		5~9	第3節 設計 2 現地調査 から 8 実施設計の成果品 まで		
7	業務委託仕様書	1	第1節 業務の概要 4 契約上限額	業務委託仕様書には、現地測量業務はありません。 8実施設計の成果物（区分）土木に記載がある土木設計図の作成にあたっては、貸与資料の現況平面図・横断面図・縦断面図に基づくと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		5~9	第3節 設計 2 現地調査 から 8 実施設計の成果品 まで		
8	業務委託仕様書	9	第3節 設計 10 設計委託料の変更	「軽微な変更」の程度を例示ください。	「軽微な変更」は技術提案書や業務委託仕様書等で定められた設計の基本的な意図や機能、性能には影響を与えず実質的に大きな影響がない変更のことです。 なお、「軽微な変更」に該当するかどうかは市と本業務の受託者が協議して決定します。
9	業務委託仕様書	10	第4節 工事監理 2 工事監理業務の範囲 (1)工事監理に関する業務 ア 設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務 ・請負者等との打合せ ・詳細図の作成等 イ 施工図等を設計図書に照らして検討する業務 ・施工図の検討・承諾	土木工事に関してCIMモデルを作成、使用することは可能でしょうか。	本業務の受託者が土木工事監理業務でCIMモデルを作成、使用することは可能です。 なお、CIMモデルのデータを土木工事請負者や市との間で共有して使用することの可否については、それぞれのパソコン環境等によります。
10	設計と条件	1	1 建設地の概要 (5)周辺道路	将来火葬場への別のアクセス道路の予定はありますか。	火葬場への新たなアクセス道路を整備する予定は現時点ではありません。

No.	書類名	頁	項目	質問内容	回答
11	設計と条件	2	3 新火葬場の整備方針 (3)建物	木材について県・市産材の指定はありますか。	高山市公共施設等木造化方針に基づき、市産材の利用目標値を延床面積100㎡あたり16.0㎡とします。
12	設計と条件	2	3 新火葬場の整備方針 (3)建物	提案における延床面積の増減は何%程度の範囲で可能でしょうか。	延床面積の増減は±10%以内を想定しています。
13	設計と条件	2, 3	3 新火葬場の整備方針 (3)建物 及び 図1 敷地平面イメージ	図1敷地平面イメージに記載の休憩エリアがありますが、新火葬場建設に係る施設整備計画作成業務委託報告書の建築配置計画及び方針に別棟の休憩室や回廊等の記載がありますが、提案の面積には含まれていないと考えてよろしいですか。また計画に含める必要がありますか。	参考資料に図示された別棟は待合ホール（共用待合スペース）の一つの形として検討したもので、面積は待合機能の一部として新火葬場の整備方針に定める延床面積2,100㎡程度に含まれます。参考資料に図示された新火葬棟と別棟を繋ぐ回廊はこの延床面積に含まれません。待合ホール（共用待合スペース）に関する設計の考え方等は設計と条件を踏まえて技術提案書で提案してください。
	実施要領11(3) 新火葬場建設に係る施設整備計画作成業務委託報告書	3, 4	02. 建築配置計画		
14	実施要領11(3) 新火葬場建設に係る施設整備計画作成業務委託報告書	6	03. 利用者動線計画	本体とは別に別棟がありますが、今回計画では別棟は必要ないと考えてよろしいでしょうか。別棟が必要である場合、待合ホールとしての機能と考えるとよろしいでしょうか。	
15	設計と条件	4	3 新火葬場の整備方針 図3 建物平面イメージ	動物の個別収骨については市内でも民間企業がサービスを提供しています。新斎場では市民からの申込みに応じて動物の個別火葬収骨サービスを行いますか。あるいは集団火葬対応のみの想定と考えるとよろしいでしょうか。	ペットの火葬は現行と同じ合同火葬方式を想定しています。
16	設計と条件	4	3 新火葬場の整備方針 図3 建物平面イメージ	建物平面イメージでは、告別・収骨室毎に隣接して待合室を配置するイメージが提示されております。一般的には待合室では飲食も行われますが、そのような利用イメージでよろしいでしょうか。その場合、想定席数をご提示ください。	待合室では会食（お斎）が行われることを想定しています。待合室の利用人数は1室あたり30人程度を想定しています。【※設計と条件 3 新火葬場の整備方針(3)建物 待合機能 に記載のとおり】
17	設計と条件	4	3 新火葬場の整備方針 図3 建物平面イメージ	待合室では食事（お酒）の持ち込みをお考えの場合、搬入経路は会葬者とは別ルート化する必要性はどのようにお考えでしょうか。	飲食物の搬入経路に関する設計の考え方等は設計と条件を踏まえて必要に応じて技術提案書で提案してください。

No.	書類名	頁	項目	質問内容	回答
18	設計と条件	4	3 新火葬場の整備方針 図3 建物平面イメージ	会葬者の動線について、車寄せから告別・収骨室まで棺を乗せた台車と会葬者が待合室を歩いていくという解釈でよろしいでしょうか。	図3 建物平面イメージに示すレイアウトの場合、会葬者と台車の動線はお見込みのとおりです。
19	設計と条件	4	3 新火葬場の整備方針 図3 建物平面イメージ	棺を上下階で自動搬送する建築プランに関する特許について。 実施要領1-1参考資料として貸与を受けた設備の資料は、概要図程度での特許（意匠特許のようなもの）であり、具体的な機構までは具体化されていないように見受けられます。 上下階自動システムと火葬炉設備の接続箇所（方法）についても同特許所有者の責任範囲との捉えでよろしいでしょうか。	ご質問のあった特許には火葬台車昇降設備の具体的な機構や同設備と火葬炉設備との接続箇所（方法）は含まれません。 火葬台車昇降設備を整備する場合、具体的な機構や火葬炉設備との接続等に関する設計は本業務に含まれます。
	実施要領1-1(3)新火葬場建設に係る施設整備計画作成業務委託報告書	—	火葬台車昇降設備イメージ図		
20	設計と条件	4	3 新火葬場の整備方針 図3 建物平面イメージ	上下階自動搬送設備の工事について。 建築工事の範囲でしょうか。あるいは火葬炉設備事業者の範囲でしょうか。	火葬台車昇降設備は建築（機械設備）工事の範囲でその設計は本業務の範囲です。【※仕様書 第2節 一般事項 9 火葬炉設備事業者との連携（2）に記載のとおり】
	実施要領1-1(3)新火葬場建設に係る施設整備計画作成業務委託報告書	—	火葬台車昇降設備イメージ図		
21	設計と条件	—	〔別紙1〕高山市営火葬場位置図・周辺図	工事工程について。 道路拡幅（市施工L=150m、本設計L=50m）給水設備・上下水道管整備が示されています。 この工事期間中も既存火葬場利用及び火葬場敷地造成、建設工事の動線確保が必要と思われます。 この道路部分工事について想定している工事工程と時期をお教えてください。	市が施工する道路拡幅工事、給水設備整備工事、下水道管整備工事は新火葬場建設工事に着手する（令和10年1月）前までに完成する予定です。【※設計と条件 1 建設地の概要（5）周辺道路（6）上水道（7）下水道 に記載のとおり】 新火葬場建設と合わせて施工する区間の工事工程と時期は本業務において計画してください。
22	設計と条件	—	〔別紙2〕新火葬場敷地平面図	敷地内に井戸はありますか。ある場合、利用可能でしょうか。	敷地内に井戸はありません。
23	実施要領1-1(3)新火葬場建設に係る施設整備計画作成業務委託報告書	84, 85	工事車両軌跡 パターン1 パターン2	T字路部分での工事車両通行の課題が示されています。この対策工事に関する設計は本委託に含まないと考えてよろしいでしょうか。	T字路北側（パターン1）及びT字路南側（パターン2）の住宅ブロック塀の撤去工事に関する設計は本業務に含みません。